

選挙運動・政治活動

Q & A

(市長・市議選挙用)



贈らない・求めない・受け取らない

岩見沢市選挙管理委員会

(令和4年9月1日作成)

はじめに

このQ&A集は岩見沢市長選挙及び岩見沢市議会議員選挙における選挙運動・政治活動に関して、よくある質問をQ&A形式で掲載しています。

ここに掲載した内容は一部の例であり、個々の行為が法令違反等に該当するかどうかについては、その行為の時期、場所、方法、対象、内容等諸般の事情を総合的に見て、取り締まり当局によって判断されます。

(法：公職選挙法、令：公職選挙法施行令、規則：公職選挙法施行規則)

選挙運動と政治活動とは

選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為」のことです。

特定の選挙とは、選挙期日が告示されていなくとも、社会通念上何の選挙か客観的に認識し得る程度であれば、特定の選挙ということができます。また、特定の候補者とは、すでに立候補した者のみではなく、将来立候補しようとしている者も含まれます。

政治活動とは、選挙運動を除く一切の行為がこれに該当します。

しかし、選挙運動と政治活動は容易に区別することはできません。

目次

I. 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

- 【Q1】 事前運動とは 1
- 【Q2】 準備行為(事前運動にあたらぬ)として認められる行為は ... 1
- 【Q3】 出陣式の案内状の配布 1

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

- 【Q4】 町会・町内会などの特定の政治家の支援 1
- 【Q5】 町会・町内会などの選考会や推薦会について(1) 2
- 【Q6】 町会・町内会などの選考会や推薦会について(2) 2
- 【Q7】 町会・町内会などの決議の外部への公表 2
- 【Q8】 内部的行為 2

(3) 選挙運動ができるもの

- 【Q9】 選挙運動は誰でもできるのか 3
- 【Q10】 知事や市長が推薦人となることについて 3
- 【Q11】 18歳未満を使用した選挙運動 3
- 【Q12】 選挙運動用通常葉書の推薦欄について 4
- 【Q13】 企業からの運動員の派遣 4

(4) 選挙事務所

- 【Q14】 選挙事務所とは 4
- 【Q15】 選挙事務所の設置数 4
- 【Q16】 選挙事務所の表示 4
- 【Q17】 選挙事務所のポスターに写真を貼付 4
- 【Q18】 事務所の2階からの垂れ幕 4
- 【Q19】 選挙事務所の300m規制とは 5

(5) 戸別訪問と個々面接

- 【Q20】 戸別訪問とは 5
- 【Q21】 個々面接とは 5
- 【Q22】 候補者の名刺の頒布 5
- 【Q23】 電話による選挙運動 5

【Q24】	電話による演説会の周知	5
-------	-------------	---

(6) 署名運動

【Q25】	禁止される署名運動とは	6
【Q26】	演説会場での記帳	6
【Q27】	選挙事務所での記帳	6

(7) 飲食物の提供

【Q28】	飲食物の提供とは	6
【Q29】	選挙事務所で出せる茶菓子とは	6
【Q30】	陣中見舞い	6

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

【Q31】	使用できる自動車	7
【Q32】	選挙運動用自動車以外の自家用車の使用	7
【Q33】	乗車人数	7
【Q34】	シートベルトの着用義務	7
【Q35】	選挙当日における選挙運動用自動車の駐車	7
【Q36】	自転車の使用	7
【Q37】	拡声機の使用台数	8
【Q38】	電気メガホンの使用	8

(9) 文書図画による選挙運動

【Q39】	文書図画とは	8
【Q40】	掲示できる文書図画	8
【Q41】	頒布できる文書図画	9
【Q42】	候補者の氏名入りのたすきやスローガンを記載したのぼり	9
【Q43】	スローガンを記載したジャンパーの使用	9
【Q44】	選挙運動用通常葉書について(1)	9
【Q45】	選挙運動用通常葉書について(2)	10
【Q46】	宛名人不明により還付された選挙運動用通常葉書	10
【Q47】	インターネット選挙運動とは	10
【Q48】	フェイスブックや LINE などのメッセージ機能	11
【Q49】	電子メールによる選挙運動	11
【Q50】	選挙運動が禁止されている者によるインターネット選挙運動	11
【Q51】	ビラのQRコードの記載	11

(10) 言論による選挙運動

【Q52】	言論による選挙運動	12
【Q53】	連呼行為とは	12
【Q54】	演説や連呼行為をしてはいけない場所	12
【Q55】	朝6時に行う街頭でのあいさつ行為	12
【Q56】	合同個人演説会について	12
【Q57】	個人演説会の周知について	12
【Q58】	午後8時以降の幕間演説	13
【Q59】	街頭演説の人数	13
【Q60】	街頭演説での氏名入りビラの頒布	13
【Q61】	街頭演説の開催数	13
【Q62】	公営施設内でのあいさつ行為	13
【Q63】	公営施設での出陣式	13

(11) 当選のお礼など

【Q64】	当選のお礼の制限	14
【Q65】	当選祝いのお酒	14
【Q66】	「当選御礼」の貼紙の掲示	14

II. 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

【Q67】	駐車場のフェンスに掲示された立札・看板	14
【Q68】	候補者用・団体用の立札・看板の同時使用	14
【Q69】	選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置	15
【Q70】	政治活動用事務所を選挙事務所にした場合の立札・看板	15
【Q71】	氏名入りのぼりの使用・スローガンののぼりの使用	15
【Q72】	政治活動用自動車の看板に氏名とスローガンの記載	15
【Q73】	政治活動用ポスターについて	15
【Q74】	一定期間内における立候補予定者の氏名入りの政治活動用ポスターの掲示	16
【Q75】	会社等への個人の政治活動用ポスターの掲示	16
【Q76】	氏名入りの看板・ポスターを掲出しての駅頭でのビラを配布	16

(2) 演説等

【Q77】	政治活動における街頭演説	16
【Q78】	民間団体主催の公開討論会の開催	17
【Q79】	政治活動における連呼行為	17

III. 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

【Q80】	公職の候補者がする寄附	17
【Q81】	赤い羽根共同募金	17
【Q82】	結婚披露宴に出席し、祝儀として金銭以外の品物を贈ること	17
【Q83】	夏祭りでビールを差し入れること	17
【Q84】	成人式の参加者に記念品を贈ること	18
【Q85】	配偶者などが代理人として、香典を相手方に届けること	18
【Q86】	お金以外の香典	18
【Q87】	葬儀(密葬)の後の候補者等が弔問	18
【Q88】	御玉串料などは香典であるか	18
【Q89】	香典返しについて	18
【Q90】	配偶者などの名義による寄附	18
【Q91】	カップや記念品を贈ること	18
【Q92】	避難所に寄付をすること	19
【Q93】	会費制の会合に、正規の会費を払って参加すること	19
【Q94】	団体の賛助会員となり、賛助会費を払うこと	19
【Q95】	氏子や檀家となっている神社やお寺の社殿や本堂修復のための寄附	19
【Q96】	寄附禁止の対象とされる選挙区内にある者とは	19
【Q97】	政治教育集会に関する必要最低限度の実費の補償とは	19

(2) 後援団体が行う寄附

【Q98】	後援団体がする寄附	20
【Q99】	後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とは	20
【Q100】	後援団体が会員の親睦のための寄附	20

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

【Q101】	禁止されるあいさつ状とは	20
【Q102】	印刷した時候のあいさつ状に自書する場合	20
【Q103】	パソコンにより作成したあいさつ状	20
【Q104】	喪中のあいさつ状	21
【Q105】	時候のあいさつと政策を両方記載したもの	21
【Q106】	有料の政策広告は禁止されるか	21
【Q107】	有料の政策広告のなかにあいさつ文を入れること	21
【Q108】	政策普及のビラにあいさつ文を入れること	21
【Q109】	弔電、各種大会への祝電	21

I. 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

【Q1】 事前運動とは具体的にはどのようなもの？

A 選挙運動期間外の選挙運動（個々面接や電話による投票依頼など）は事前運動となります。後援会などの政治活動であっても、実態として氏名普及宣伝が主たる目的であると認められる行為は、事前運動となります。例えば、告示日直前に不特定多数に立候補予定者の氏名が記載された政治活動用ビラや名刺を頒布すること、各戸に訪問することなどは事前運動に該当する恐れがあります。選挙運動に当たるかどうかは、その行為が行われた時期、態様により総合的に判断されることになります。

【Q2】 事前運動にあたらぬ準備行為としてどのようなことが認められていますか？

A 立候補準備行為として認められる行為は次のようなものです。

- ① 政党等の公認を求める行為
- ② 推薦、選挙演説を依頼するための内交渉
- ③ 選挙運動事務所、自動車などの借入れの内交渉
- ④ 出納責任者・運動員などになることの内交渉
- ⑤ 選挙運動員等の任務の割振り
- ⑥ 選挙運動用ポスター・看板などの作成、印刷
- ⑦ 選挙運動用葉書の宛名書き、印刷
- ⑧ 選挙運動費用の調達など

ただし、あわせて投票依頼を行うと事前運動となり禁止されます。（法 239）

【Q3】 告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数に配布することは？

A 出陣式の案内状は選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止規定に抵触します。（法 129）

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

【Q4】 町会・町内会が、特定の政治家を支援することは？

A 町会・町内会が、良好な地域社会の維持および形成に役立てる目的の範囲内において、特定の政治家を支援することは禁止されるものではありません。

しかし、町会・町内会等は、地域住民の理解と協力によって自主的に運営される団体という性格上、政治的に中立であることが基本であると考えます。

町会・町内会の名において推薦することは、推薦に同意できない住民からは当然のことながら批判や異議が唱えられて、住民自治の問題にも及ぶことから、慎重な対応が望まれます。投票はあくまで有権者本人の自由意思に基づいて行われるべきであることから、政治的な活動内容につきましては、組織内で誤解のないよう十分議論し、注意していただく必要があります。

ただし、地方自治法第 260 条の 2 に基づき認可された町会・町内会等（認可地縁団体）については、特定の政党のために利用してはならないと規定されています。

【Q5】 町会・町内会などの選考会や推薦会は、どのような方法で？

A 白紙の状態での推薦決定は認められますが、特定の候補者を最初から推薦する形は、事前運動の恐れがあります。

【Q6】 推薦された者(候補者)が、選考会・推薦会に同席すること、また、推薦された結果、「よろしく頼む」と挨拶することは？

A 同席は問題ありません。挨拶に関しては、単なる儀礼程度である場合は問題ありませんが、積極的に投票を依頼するようなものと認められる場合は違反となります。

【Q7】 町会・町内会の推薦会の決議を外部に公表することは？

A 従来から、町会・町内会の決議をすべての会員に通知している場合は、従来の方法で通知することは差支えありませんが、号外のチラシを配布するなど、特別な方法を用いたりした場合は、選挙運動と認められる場合が多いです。

また、会員以外の者に周知することは、選挙運動と認められる場合が多く、ホームページ上の掲載なども違反となる恐れがあります。

【Q8】 労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることは？

A 単なる内部行為であっても、投票依頼にわたる場合は事前運動となり禁止されます。

(3) 選挙運動ができるもの

【Q9】 選挙運動は誰でもできますか？

A 選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則ですが、選挙の公正を確保するため、例外として、次のような者は禁止されています。

- ① 選挙事務関係者 投票管理者・開票管理者・選挙長など(法 135)
- ② 選挙権・被選挙権を停止されている者(法 137 の 3):選挙犯罪または政治資金規正法違反を犯したために処罰され、選挙権・被選挙権を停止されている者
- ③ 特定の公務員(法 136):中央選挙管理委員会の委員及び庶務に従事する職員、選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税管理及び徴税の吏員
- ④ 一般職の国家公務員・地方公務員(法 136 の 2~法 137)

種別	選挙運動	地位利用
特別職の公務員(市長など)	○	×
国家公務員	×	×
地方公務員(市職員など)	×	×
	※勤務地の選挙区以外なら可。	
市の非常勤職員	×	×
公立の教員	×	×
私立の教員	○	×

《地位を利用した選挙運動》

公務員等がその地位にあるため、特に選挙運動を効果的に行うような影響力又は便益を利用して行う選挙運動

《例》 補助金交付、契約締結、許可、監査などの職務権限を持つ公務員

【Q10】 知事や市長が、推薦人としてビラ等に職名を記載したり演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることは？

A 単に職名を通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗ったりすることは直ちに地位利用になりませんが、もっぱらその道・市に関する者(道職員・市職員等)を対象として行うときは該当する恐れがあります。(法 136 の 2)

【Q11】 18歳未満の者を使用した選挙運動は？

A 18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止されています。ただし、文書の発送、看板の運搬、湯茶の接待など選挙人に直接働きかけない機械的な労務を行うことは認められています。(法 137 の 2)

【Q12】 選挙運動用通常葉書の推薦欄に、現職の知事や市長、市議会議員の氏名を記載することは？

A 知事や市長は、特別職の公務員のため地位を利用した選挙運動以外は認められており、また、市議会議員も法的に制限がありませんので記載することは可能です。ただし、自己の選挙運動、氏名普及宣伝行為の一環と認められる場合は、事前運動となり禁止されます。

【Q13】 企業から選挙運動員として従業員を派遣してもらうことは？

A 従業員が有給休暇等を利用して選挙運動員をすることは問題ありませんが、業務命令での派遣は、法人からの寄附と考えられ禁止されます。

(4) 選挙事務所

【Q14】 選挙事務所とは何を指すところを指すのですか？

A 特定の候補者について投票を得るため、演説会の準備やポスターを貼る手配をするなど、選挙運動に関する事務を取り扱う場所を指します。(法 130～133)

【Q15】 選挙事務所はいくらでも設置できますか？

A 市長、市議会議員選挙の場合は、候補者一人につき1個所に限られます。(法 131-5)

【Q16】 選挙事務所にはどのような表示ができますか？

A 次のものを表示することができます。

① ちょうちん1個

大きさは高さ85cm、直径45cm 以内(法 143-10)

② ポスター、立札及び看板の類(法 143-7、-9)

数はポスター、立札、看板の類を通じて3個以内

大きさはともに縦350cm、横100cm 以内(縦、横は自由)

【Q17】 選挙事務所を表示するポスターに、候補者の写真を貼付することは？

A できます。ポスターの記載内容に制限はありません。

【Q18】 選挙事務所を表示するため、事務所の2階から垂れ幕を垂らす場合、表示されたポスターとなりますか？

A 垂れ幕は看板の類とみなされますので、規格の制限内であれば差し支えありません。

【Q19】 選挙事務所の「300m 規制」とは具体的にどういうことですか？

A 投票所の入口から半径 300m の円内にある選挙事務所は、投票日当日には設置することが出来ませんから、前日までに廃止もしくは移動（制限区域外の場所）する必要があります。また、廃止または移動に際しては、選挙事務所廃止届もしくは移動届を選挙管理委員会に提出してください。（法 132）

廃止する場合には、選挙事務所であることを明示する看板の類（選挙事務所看板など）は撤去もしくは白布をかけるなどの対処が必要です。

（5） 戸別訪問と個々面接

【Q20】 戸別訪問とはどのようなものですか？

A 候補者又は運動員が連続して選挙人の家を訪ね、投票を得るため依頼する行為であり禁止されています。ただし、一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上訪問する目的を持っていた場合は戸別訪問となります。（法 138）

【Q21】 個々面接とはどのようなものですか？

A 道路上や電車、バスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていません。

【Q22】 候補者の名刺を選挙人の住居にだまって置いてまわるのは、戸別訪問になりますか？

A 戸別訪問の禁止違反になるとともに、文書図画の頒布の禁止にもなる恐れがあります。（法 138）

【Q23】 電話での選挙運動はできますか？

A 選挙の当日を除いて、選挙運動の期間中は、候補者又は第三者であるかを問わず、電話による投票依頼をすることができます。

【Q24】 電話で有権者に対し、次々と演説会の開催又は演説を行うことについて通知することは違反になりますか？

A 電話で通知を行う場合は、戸別訪問にならないので違反になりません。

(6) 署名運動

【Q25】 どんな名目の署名運動も禁止されますか？

A 名義が後援会に加入させるためとなっていたとしても、そのことが、「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的」をもって選挙人に対し行われた場合は、署名運動の禁止に抵触します。(法 138 の 2)

【Q26】 選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させることは？

A 来場者に記載させるために署名簿を置くことが、「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的」をもって選挙人に対し行われた場合は、署名運動の禁止に抵触します。

【Q27】 選挙事務所を訪れた選挙人に、受付で記帳させることは？

A 「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的」をもって選挙人に対し行われた場合は、署名運動の禁止に抵触します。

(7) 飲食物の提供

【Q28】 飲食物の提供とはどういうことですか？

A 「飲食物」とは料理、菓子、酒、缶コーヒーなどのように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされています。何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができません。(法 139)

【Q29】 選挙事務所で出せる茶菓子とは？

A まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のものです。

【Q30】 選挙人が、陣中見舞いとして酒やペットボトルのウーロン茶を贈ることは？

A 酒は、「湯茶」の類に含まれないため贈ることはできません。ウーロン茶については、「湯茶」の類に当たるので贈ることができます。ただし、選挙期日後に「当選祝い」として酒を贈ることは、政治活動の寄附として扱われるため、差し支えありません。

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

【Q31】 使用できる自動車はどのような種類ですか？

A 市長選・市議選では自動車1台及び拡声機一揃いを使用することができます(法141①)。
また、自動車の種類は以下のとおり。(令109の3)

- ① 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車
- ② 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
- ③ 乗用定員10人以下の乗用自動車で①②に該当しないもの

【Q32】 法定の選挙運動用自動車1台のほかに、自家用車を使用することは？

A 自家用車を運動員の交替の為に移送するなど、一時的に使用する程度なら差し支えありませんが、常時、選挙運動用自動車と連なって走行したり、選挙運動を行うために使用したりすると違反となります。

【Q33】 自動車に乗車する人員には制限がありますか？

A 乗車する人員は、候補者と運転手一人を除いて4人を超えてはならず、この4人は、選挙管理委員会が定めた腕章をつけなければなりません。(法141の2)

【Q34】 選挙運動用自動車の運転手もシートベルト着用の義務がありますか？

A 選挙運動用自動車については、道路交通法施行令第26条の3の2第1項第8号の規定により、乗車する者のシートベルト着用義務が除外されていますが、安全上は着用することが望ましいです。

また、窓から極端に体を乗り出すなど交通の危険を生じさせる恐れがある行為は道路交通法違反であり、取り締まりの対象とされる可能性があります。

【Q35】 選挙期日当日、選挙運動用自動車を公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車していても差し支えありませんか？

A 選挙運動用自動車に取り付けているポスター・看板などは、選挙当日に掲示することができません。したがって、看板を撤去するか文字が見えないよう布などで覆うなどの処置を行わなければなりません。

【Q36】 選挙運動で自転車をを使用することはできますか？

A 使用できますが、自動車とは文書図画の規制が異なりますので注意が必要です。
また、自転車に乗りながらの連呼行為も禁止されています。(法 201 の 13)

【Q37】 拡声機は何台使用できますか？

A 使用できる数は、候補者一人につき一揃いです。個人演説会の開催中は、その会場において別に一揃いを使用できます。(法 141)

【Q38】 電気メガホンは拡声機ですか？

A 拡声機です。

(9) 文書・図画による選挙運動

【Q39】 文書図画とはどういうものですか？

A 文書図画の範囲はかなり広く、新聞、雑誌、名刺、挨拶文、ポスター、看板、ちょうちんなど、目で見て意味の分かるものならすべて含まれます。

【Q40】 掲示できる文書図画にはどのようなものがありますか？

A

① 選挙事務所(法 143①(1)、⑦、⑨、⑩)

- ポスター、立札、看板の類の数は通じて3以内(縦 350cm、横 100cm 以内)
- ちょうちんの数は1個のみ(高さ 85cm、直径 45cm 以内)

② 選挙運動用自動車(法 143①(2)、⑨、⑩)

- ポスター、立札、看板の類の数の制限はありません(縦 273cm、横 73cm 以内)
- ちょうちんの数は1個のみ(高さ 85cm、直径 45cm 以内)

※なお、自転車については上記の文書図画の掲示は一切できません。

③ 候補者が使用するタスキ、胸章、腕章の類

候補者が使用する場合のみ、制限はありませんが、はっぴや前掛けは禁止されています

④ 個人演説会(法 143①(4)、⑧、⑨、⑩、法 164 の2)

- 会場内では、ポスター、立札、看板の類の数・規格に制限はありません
- 会場外に掲示するものは、会場ごとに通じて2枚以内(縦 273cm、横 73cm 以内)
- ちょうちんの類は、会場ごとに会場内外のいずれか1個のみ(高さ 85cm、直径 45cm 以内)

※上記の文書図画には、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

【Q41】 頒布できる文書図画にはどのようなものがありますか？

A

- ① 選挙運動用通常葉書(法 142①(6))
 - 市長選挙8,000枚、市議会選挙2,000枚
 - 選挙用である旨の表示が必要、記載内容は自由
- ② 選挙運動用ビラ(法 142①(6))
 - 市長選挙16,000枚、市議会選挙4,000枚
 - 選挙管理委員会に届け出た2種類以内のもの
 - 規格は、A4判(長さ29.7cm、幅21cm)を超えないもの(法 142⑧)
 - ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名(法人は名称)及び住所を記載記載内容は自由
 - 市選挙管理委員会が交付する証紙をビラに貼付しなければならない
 - 頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られる
- ③ インターネット
 - ウェブサイト等を利用する方法(ホームページ・TwitterやFacebookなどのSNS・動画共有サービス・動画中継サイトなど)(法 142の③)
 - 電子メール(候補者及び政党等のみ)(法 142の④)

【Q42】 選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したタスキを身に付けるほか、自転車に選挙運動で使用しているスローガンを記載したノボリを取付け、走行することは？

A タスキについては、禁止する回覧行為の対象から除外されているので問題はないが、スローガンを記載したノボリは「選挙運動のためのもの」に該当し、違反となる恐れがあります。

【Q43】 選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できますか？

A 選挙運動用のスローガンと認められる場合は禁止されます。「選挙運動用」とは、選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車、選挙運動用通常葉書、選挙公報等に使用されているか等を考慮し、総合的に判断されます。

【Q44】 選挙運動用通常葉書について、次のような場合は違反となりますか？

- ① 推薦者の代表者が、経営する会社の従業員に推薦者として自らの名前を記載した葉書を出すこと
- ② 推薦者として、市役所職員の名前を記載した葉書を出すこと

- ③ 現職の市長・市議が、推薦者欄に名前を記載すること
- ④ 推薦者として、法人名を記載すること

A

- ① 自身が経営する会社の従業員に葉書を出すことは問題ありませんが、雇用主としての地位利用や社内での回覧は禁止されます。
- ② 地方公務員は、地方公務員法第36条により政治的行為が制限されているため、推薦者として名前を連ねることはできません。
- ③ 単に推薦者として名前を記載することは問題ありません。ただし、自己の氏名普及宣伝が目的と認められる場合は禁止されます。
- ④ 差し支えありません。

【Q45】 選挙運動用通常葉書に、「〇〇様 御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは？

A 同一世帯にある選挙人数名を連記することは、通常の使用方法と解され差し支えありません。会社や工場等選挙人が多数集中しているところへ個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触します。(法 142)

【Q46】 宛名人不明により差出人に還付された選挙運動用通常葉書の取扱いは？

A すでに頒布行為があったと見なされ、当該葉書を制限枚数の範囲内で再差出しする場合は、新たな頒布として取り扱われます。

【Q47】 インターネット選挙運動において、どのような手段を用いることができますか？

A 概要は以下のとおりです。(法 142 の③～④)

できること・できないこと		政党など	候補者	左記以外の者
ウェブサイトを用いた選挙運動	ホームページ・ブログなど	○	○	○
	SNS (Twitter・Facebook など)	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見動画のネット配信	△ ※1	△ ※1	△ ※1
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ、ポスターを添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△ ※2	△ ※2	×

ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布		×	×	×
ウェブサイトなど・電子メールを用いた落選運動		○ ※3	○ ※3	○ ※3
ウェブサイトなど・電子メールを用いた落選運動以外の選挙運動		○	○	○
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 著作権隣接権者(放送事業者)の許諾があれば可能

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要

※3 頒布者の氏名・名称・電子メールアドレスを表示することが必要

【Q48】 フェイスブックや LINE などのユーザー間でやりとりをするメッセージ機能は「電子メール」に該当しますか、「ウェブサイト等」に該当しますか？

A ウェブサイト等に該当します。

【Q49】 電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができる候補者の範囲は？

A 候補者本人が直接送信する場合のほか、秘書のように候補者と使用関係にある者や、親族や友人のように特別信頼関係にある者が、候補者の指示の下で手足として送信に必要な作業に従事しているにすぎない場合は、電子メールの送信主体制限に違反しません。

【Q50】 選挙運動が禁止されている者が下記の行為をすることができますか？

- ① 選挙運動に関する事項に対し、フェイスブックの「いいね」をすること
- ② 選挙運動に関する事項に対し、ツイッターの「リツイート」をすること
- ③ 候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及びツイッターに当該画像をアップすること

A

- ① できます。個別具体の状況によりますが、直ちに選挙運動にはあたりません。
- ② できません。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。
- ③ できません。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。

【Q51】 配布するビラにQRコードを記載しても構わないですか？

A バーコードやQRコードが記載されている場合は、QRコードなどを読み取った際、端末の画面上に表示される内容が選挙運動用文書図画と認められるときは、QRコードなどが記載されているビラ自体が選挙運動用の文書図画として規制を受けます。

(10) 言論による選挙運動

【Q52】 言論による選挙運動とはどのような方法でしょうか？

A 文書図画によらない言論、つまり、演説や放送などの音声による言論運動という意味です。

【Q53】 連呼行為とはどのようなものですか？

A 選挙運動のため、候補者の氏名、政党の名称、又は演説会若しくは街頭演説のあることを知らせるため、短い言葉を連続して呼称することです。連呼行為は、選挙運動用自動車上若しくは街頭演説（午前8時から午後8時まで）又は演説会の場所以外では禁止されています。なお、連呼行為ができる場所においても、学校、病院などの近くでは静穏を保持するよう努めなければなりません。（法140の2）

【Q54】 演説や連呼行為をしてはいけない場所は？

A 次の場所においては演説及び連呼行為はできません。（法166）

① 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く）

※公営施設使用の個人演説会等での使用を除く（法161）

② 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動を除く）及び停車場その他鉄道地内

③ 病院、診療所その他の療養施設

【Q55】 選挙運動期間中、朝6時から候補者がタスキを着けて駅前に立ち、通行人にあいさつを行うことは？

A 通行人に対する単なるあいさつであり、タスキの着用に時間的制限もないため可能ですが、演説及び連呼行為はできません。

【Q56】 合同の個人演説会を開催することは？

A 第三者主催の候補者合同演説会は開催できませんが、各候補者が主催する合同個人演説会の形式をとれば開催することができます。

【Q57】 個人演説会の周知はどのような方法がありますか？

- A 選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、街頭演説、選挙運動用自動車上での連呼行為、電話、インターネットなどの方法が可能です。
各戸を回っての周知は、戸別訪問の禁止に抵触するためできません。(法 138)
文書を回覧しての周知は、文書図画の頒布に当たるためできません(法 142)

【Q58】 午後8時以降に幕間演説で連呼行為は？

- A 幕間演説とは、選挙運動を目的としない集会、あるいは会社や工場での休憩時間などに、たまたまそこに集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説です。街頭演説以外の演説(個人演説会・幕間演説など)については、連呼行為の時間に制限がないため、午後8時以降でも連呼行為をすることができます。

【Q59】 街頭演説は何人でもできますか？

- A 選挙運動に従事する者(候補者本人及び選挙運動用自動車の運転手一人は除く)は、候補者一人について15人を超えてはならず、これらの従事者は、市選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければなりません。(法 164 の7)

【Q60】 街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったビラを頒布することは？

- A 市長選挙は16,000枚、市議会議員選挙は4,000枚の選挙運動用ビラの頒布が認められています。(法 142①(6))

【Q61】 街頭演説を同時に数か所で行うことは？

- A 街頭演説をする時には、市選挙管理委員会が交付する標記を掲げる必要があります。標記の数は一つに決められていますので、必然的に一か所ですしかできません。

【Q62】 選挙運動期間中、公営施設内で活動中の市民にあいさつ等を行うことは？

- A 単にあいさつ程度なら問題ありませんが、あらかじめ聴衆を集めると個人演説会の扱いとなり規制を受けます。

【Q63】 公共施設で出陣式を行うことは？

- A 出陣式は、選挙運動の演説の一環と考えられます。選挙運動のための演説・連呼行為は、国又は地方公共団体の所有し管理する建物ではすることができませんので、公共施設内での出陣式は禁止されます。(法 166)

(11) 当選のお礼など

【Q64】 当選のお礼の挨拶に制限は？

A 以下の行為は禁止されています。(法 178)

- ① 戸別訪問をすること
- ② 挨拶をする目的をもって文書図画を頒布又は掲示すること(インターネットは可)
- ③ 挨拶をする目的をもって新聞紙又は雑誌に広告を掲載すること
- ④ 放送設備を利用して放送すること
- ⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること
- ⑥ 自動車を連ねたりして、氣勢を張ること
- ⑦ 当選したお礼に、氏名等の名称を言い歩くこと

【Q65】 当選のお祝いとしてお酒をもらうことは？

A 当選祝いのお酒については、政治活動に対する寄附と考えられるため差し支えありません。ただし、選挙期間中に陣中見舞いとして受け取ることはできません。(法 139)
また、受け取ったお酒を支援者などへ振舞うと候補者からの寄附となる恐れがあります。(法 199 の 2)

【Q66】 「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することは？

A 選挙期日後の挨拶行為については、罰則をもって禁止されます。(法 178 の 2)

II. 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

【Q67】 候補者の立札・看板を駐車場(無人)のフェンスに掲示することは？

A 事務所と道路を隔てた反対側や事務所から相当離れた場所、政治活動のために使用する事務所として実態のないような場所(道路端、農地、駐車場、空き地)又は公共の場所(ガードレール等)には掲示することはできません。

【Q68】 一般の住宅に候補者用2枚、後援会用2枚の立札・看板を掲示することは？

A その場所が、候補者の事務所でありかつ後援団体の事務所となっているのであれば2枚ずつ掲示できます。(法 143-16(1))

【Q69】 選挙運動期間中に新たな政治活動用立札・看板を掲示することは？

A 選挙運動期間中は、新たな看板を設置することも掲示中の看板を移動させることもできません。(法 201 の 9)

【Q70】 政治活動用事務所を選挙事務所として使用した場合、政治活動用立札・看板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することは？

A それぞれの規格や枚数等の条件を満たしていれば掲示することができます。

【Q71】 駅前等で市政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することはできますか？また、スローガンののぼり旗は掲示することは？

A 公職の候補者等の氏名が表示された政治活動用立札・看板の類(のぼり旗含む)は、街頭演説の場所では掲示できません。

なお、スローガンについては、氏名類推事項に該当しないので掲示することができます。(法 201 の 11)

【Q72】 政治活動用自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することは？

A 氏名入りの立札・看板は、政治活動用の事務所において掲示するもの、若しくは演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできません。

なお、スローガンのみの場合は、差し支えありません。(法 201 の 13(2))

【Q73】 政治活動用ポスターについて制限は？

A 以下の制限があります。(法 143)

- ① ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者各々の氏名及び住所の記載が必要です。
- ② 極端に大きいもの又は連続して多数掲示している場合は、選挙運動と見られる恐れがあります。
- ③ ベニヤ板などの裏打ちによる掲示はできません。(法 143-16)
- ④ 任期満了の6か月前などの一定期間は、個人の政治活動用ポスターの掲示が禁止されます。

【Q74】 市議会議員の任期満了前6か月以内に、当該市議会議員選挙の立候補予定者が弁士として記載された政党等の演説会告知用ポスターを掲示することは？

A 以下の事項を主な基準として、総合的に政党等のポスターと認められた場合は掲示することができます。

- ① 弁士が複数であり、弁士のすべてを同等に扱っていること
- ② 弁士の1人にかかる面積が純然たる政党部分を越えないこと
- ③ 弁士の全てが同一選挙の同一選挙区の公職の候補者等ではないこと

※ただし、上記を満たしていても、告示日以降は撤去しなければなりません。

【Q75】 候補者個人の政治活動用ポスターを会社等の室内へ掲示することは？

A 任期満了前6か月以内に、不特定多数の者が往来する場所に候補者個人の政治活動用ポスターを掲示することは禁止されています。なお、個人宅に内向きに掲示することは可能です。
(法143-19(3))

【Q76】 公職の候補者の氏名が入ったのぼりやポスターを掲げて、駅頭などでビラを配布することは？

A ビラを配布することは、内容が政治活動にわたるものであれば問題ありません。しかし、公職の候補者の氏名が入ったのぼりやベニヤ板などに裏打ちをしたポスターを掲げることは禁止されています。

(2) 演説等

【Q77】 平常時に、公職の候補者等が駅前の路上に立ち演説を行っているが、次の行為に問題はありますか？

- ① 午前6時30分頃からハンドマイクを片手に演説を行うこと
- ② 警察署の許可を受けずに行うこと

A

- ① 平常時の政治活動のための街頭演説については、時間の制限がないため行うことができます。
- ② 道路に人を多数寄せつけて演説するなど、一般の交通に著しい影響を及ぼす場合は警察署の許可が必要な場合がありますが、一般的に、交通の妨害とならない場所に立ち、人の流れを阻害させない状態で演説する場合は、警察署の許可を受けなくても差し支えありません。

【Q78】 告示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者名を連呼しながら市内を走行することは？

A 氏名の連呼行為は、事前運動となる恐れがあります。(法 201 の 13)

【Q79】 民間団体が、告示日直前に市内の公民館において、候補者を集めて「公開討論会」を開催することは？また、選挙運動期間中は？

A 告示日前の「公開討論会」の開催については、内容が候補者の選挙運動にわたらない限り差し支えありません。選挙運動期間中は、演説会を開催することができるのは候補者個人に限られており、民間団体が主催となつての「公開討論会」は開催できません。なお、各候補者が主催者となつての「合同個人演説会」の形をとる場合は差し支えありません。

III. 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

【Q80】 公職の候補者等がする寄附で認められているのは？

A 公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して、以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。(法 199 の 2)

- ① 政党その他の政治団体、又はその支部に対する寄附
- ② 公職の候補者等の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)に対する寄附
- ③ 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償
- ④ 公職の候補者等が、自ら出席する結婚式における祝儀、葬式や通夜における香典

【Q81】 公職の候補者等が、赤い羽根共同募金に募金することは？

A 募金先の事務所等が当該選挙区内にある場合は禁止されます。

【Q82】 公職の候補者等が、選挙区内にある者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることは？

A 「祝儀」については、金銭に限らず品物も含まれると解されており、候補者自ら出席して贈る場合は、罰則の適用対象から除外されています。

【Q83】 公職の候補者が、選挙区内で行われる夏祭りの本部にビールを差し入れる

ことは？

A 選挙区内での寄附にあたるため、罰則をもって禁止されます。

【Q84】 公職の候補者等が、選挙区内で行われる成人式の参加者に記念品を贈ることは？

A 罰則をもって禁止されます。

【Q85】 公職の候補者等の親族や秘書が、代理出席して選挙区内にある者に香典を届けることは？

A 公職の候補者等が自ら出席していないため、できません。

【Q86】 「香典」はお金に限られますか？ 例えば、線香などは？

A 香典は金銭に限られますので、線香などを持って行くことは罰則をもって禁止されています。

【Q87】 葬儀（密葬）の日の後、候補者等が弔問して、香典を出すことは？

A 公職の候補者等が弔問して遺族（親族でない選挙区内の者）に対して香典を出すことができるのは、最初に行われる葬儀の日までに限られるので、罰則をもって禁止されています。

【Q88】 「ご供花料（仏式）」「御玉串料（神式）」「御花輪料（キリスト教式）」などの表書きでお金を出すことも香典に含まれますか？

A これらの表書きでお金を出すことも香典として認められます。

【Q89】 公職の候補者等が、香典返しをすることは？

A もらった香典に対して返礼の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは差し支えありません。なお、祝儀のお返しは禁止されています。

【Q90】 公職の候補者等が、親族や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは？

A 罰則をもって禁止されます。公職の候補者等の親族が、その経費を自己負担して自己の名義で寄附をすることは差し支えありません。

【Q91】 公職の候補者等が、町内会の野球大会に際して、カップや記念品を贈ること

は？

A 罰則をもって禁止されます。

【Q92】 地震等の災害が発生した際に、公職の候補者等が市の開設した避難所に水等の物資を寄附することは？

A 当該避難所が選挙区内であれば、罰則をもって禁止されています。

【Q93】 選挙区内で開催される会費制の会合に無料招待されたとき、主催者の了解のもと無料招待を辞退し、正規の会費を払って参加することは？

A 他の参加者と同額の会費であれば寄附にはあたらないので、会費を払って参加することは問題ありません。(会費制でなければ債務の履行とは認められず、罰則をもって禁止されません。)

【Q94】 選挙区内にある団体(政治団体は除く)の賛助会員となり、賛助会費を払うことはできるか？

A 賛助会員の役割や地位・権利が規約等に定められてなく、賛助会費の納入義務だけある場合など、賛助会員の実態によってはその会費は禁止された寄附にあたります。

【Q95】 公職の候補者等が、氏子や檀家となっている神社やお寺(選挙区内にある)の社殿や本堂修復のために寄附することは？

A 罰則を持って禁止されます。

【Q96】 寄附禁止の対象とされる「選挙区内にある者」とは？

A 「選挙区内にある者」とは、その者の選挙権の有無にかかわらず、当該選挙区内に住所を有する者のほか、寄附を受ける際に、選挙区内に滞在する者も該当します。また、自然人、法人のほか、人格なき社団、国及び地方公共団体も含まれます。

【Q97】 公職の候補者等が「政治教育集会に関する必要最低限度の実費の補償」とは？また、開催場所・時期や形態は？

A 参加者が集会に参加するために最小限度必要な旅費、宿泊費や、会場が交通不便な場所にある場合の送迎バスの用意などです。また、次のような集会における寄附は禁止されます。

① 供応接待(酒食、アトラクションや温泉招待付きなど)が行われるようなもの

- ② 選挙区外において行われるもの
- ③ 当該候補者の任期満了日前 90 日から選挙期日までの間に行われるもの

(2) 後援団体が行う寄附

【Q98】 後援団体がする寄附で認められるのは？

A 後援団体は、選挙区内にある者に対して、次の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ① 当該公職の候補者等に対する寄附
- ② 政党その他政治団体やその支部に対する寄附
- ③ 後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附

【Q99】 後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とは？

A その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会、その他の集会、見学、旅行、その他の行事や、印刷、出版などの事業をいいます。

【Q100】 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことは？

A 罰則をもって禁止されます。

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

【Q101】 禁止されるあいさつ状とは？

A 公職の候補者等が、選挙区内にある者に対し、年賀状、年賀の欠礼、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これらに類するあいさつ状を出すことは禁止されています。ただし、答礼のための自筆によるものについては禁止の対象とされていません。(法 147 の 2)

【Q102】 印刷した時候のあいさつ状に、公職の候補者等が住所と氏名を自書したものは、自筆によるあいさつ状と認められますか？

A 認められません。

【Q103】 自らパソコン等により作成したものは、自筆によるあいさつ状と認められますか？

か？

A 認められません。

【Q104】 喪中のはがきを選挙区内の者に対して出すことは？

A 年賀状に類するあいさつ状と認められるため禁止されます。

【Q105】 選挙区内にある者に対する葉書の中に、時候の挨拶とそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は？

A 全体として時候のあいさつ状であるかどうかを判断することになります。

【Q106】 有料の政策広告は禁止されますか？

A 政策広告は、あいさつを目的とする有料広告とは異なるため、禁止されません。

【Q107】 有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることは？

A 「あいさつ文」を入れることで、主としてあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合は、罰則をもって禁止されます。(法 152)

【Q108】 公職の候補者等が発行する政策普及宣伝のための雑誌、パンフレット等に、あいさつ文を掲載することは？

A 政策の普及宣伝のためで、主としてあいさつを目的としない場合は差し支えありません。

【Q109】 弔電、各種大会への祝電は？

A 禁止されていません。



選挙運動・政治活動Q & A

(市長・市議選挙用)

発行 岩見沢市選挙管理委員会
住所 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
電話 0126-35-4870(直通)
F A X 0126-23-5745
メー ル senkan@i-hamanasu.jp